

Money&Investment

来年、消費税率が8%に上がれば家計の税負担は増える。節税策を考える人は多いだろう。そこで注目したいのが会社員の必要経費の拡大。今年から仕事関連の資格取得費用などで節税できるのを知っていますか。

医療だけじゃない

「今の時期に部長が知らないとは、先が思いやられるなあ」

情報サービス大手の経理部長、山崎太さん(仮名、33)は同僚にこぼした。今年から拡大した給与所得者の必要経費を確定申告して節税しようと考えている。その際、勤務先の証明書が必要のため、早めに根回しをしようとしたが、部長からは「初耳だ。医療費控除と同じようなものか」と逆に聞かれる始末だった。

しかし、来年2月からの確定申告が近づけば「知らない」では済まされない管理職が増えるだろう。これまで会社員にとって税金の関心事といえば、年末調整や確定申告で「いくら税金が戻ってくるか」。自営業者のように、実際にかかった必要経費を集計し、それを差し引いた上で税額を計算することは、まづありえなかった。会社員の給与所得からは、年取に応じた概算経費の給与所得控除が引かれるためだ。

会社員も経費節税の時代

A 「特定支出控除」は申告しやすくなった

今年から	勤務必要経費(図書・衣服費など、上限65万円)
	資格取得費(弁護士、税理士など)
従来から	資格取得費(上記以外)
	仕事に必要な知識・技術の研修費
	通勤費
	転任に伴う転居費
	単身赴任の帰宅旅費



〈ケース〉
年収400万円の社員が年間40万円の資格取得費用と、図書費など勤務必要経費40万円を支出したとすると…

- 特定支出金額=40万円+40万円=80万円
- 給与所得控除額の2分の1=67万円
- 特定支出控除額=80万円-67万円=13万円
- 控除額が13万円増加。課税所得額が195万円以下で税率15%(所得税5%、住民税率10%)なら2万円弱の節税

B 若者ら年収が少ない人ほど節税の可能性が高い

給与所得控除額の2分の1の目安
年間の給与収入

300万円	54万円
400万円	67万円
500万円	77万円
600万円	87万円
700万円	95万円
800万円	100万円
900万円	105万円
1000万円	110万円
1500万円	122万5000円
2000万円	125万円



C どんな費用が特定支出になるのか

ケース	判定
通勤のために乗った電車の特急料金	○
通勤のために乗った電車のグリーン車料金	×
資格取得のため通う専門学校の授業料の未払い分	×
資格取得のため通う会計大学院の授業料	×
資格取得のため通う法科大学院の授業料	○
背広着用が会社の慣行である場合の背広購入費	○
会社の同僚との親睦会費や慶弔費用	×
大学教授の仕事と原稿執筆に使った図書購入費	○

(注) 事実が類似したり、設定が多少違ったりするケースで判定が異なる場合もあり得るので注意

資格や書籍控除広がる

特定支出控除は会社員の給与所得を計算する際に、一定の経費(特定支出)を必要経費にできる制度。1987年の税制改正で導入された。会社員が必要経費を確定申告で引けないのは違憲・違法だと国を訴えた裁判(大島訴訟)が関心を集めたことが背景だった。もともと、当初認められた特定支出は単身赴任者の

住宅旅費や通勤費など限定的。特定支出額が手厚い給与所得控除を上回るのも要件で「実質的に申告は困難」(注・本欄税理士法人副理事長で税理士の徳田孝司氏)。利用者は毎年10人未満と有名無実化していた。

若手社員に朗報
それが2012年度の税制改正で使い勝手はかなり改善した。給与所得控除の金額ではなく2分の1を上回れば、特定支出の上回る分を控除できるようになった(表A)。従来は対象ではなかった税理士などの資格取得費や勤務関連の新聞購読費など、勤務必要経費

「(上限65万円)も認められたからだ。例えば年収400万円の人の給与所得控除額の2分の1は67万円。今認められる経費を合計すれば、所収が高くない若い世代などでは、特定支出が上回る可能性がかなり出てきた」(ITコンサルタントの西條玲子氏)。実際、冒頭の山崎氏は税理士受験のための専門学校に授業料のほか、学習のための図書費やスーツ代を加えた合計額が、給与所得控除の半分を超え、税金が数万円減る可能性があるという。ただし、多くの人が初めてのことだけに、手

企業に対応迫る
企業税務などに詳しい経団連経済基盤本部長の阿部泰久氏によると、現段階では準備を進めている企業は「ほんのり」といって、「社員から申し出があれば」と対応する。(大手銀行)「これまで申し出た社員が少ない」(大手証券)など、費用が仕

事に直接必要かどうか判断する運用基準をどう作ればよいか(流通大手)など、手続き自体に困惑する企業も多い。国税庁は運用の具体例を示している(表C)。例えば資格取得が目的でも会計大学院の費用は認めない。「法科大学院と違い受験資格を得る支出ではない(国税庁)ためだ。」「研修費なら認められる余地がある」(税理士の野水雄雄氏)が、企業や社員の疑問に答えるには不十分だ。

機大手では利用したい社員に、まず総務部門に申請書を提出させることを検討している。本場に仕事に必要か疑問があれば所属部門長に判断を仰ぐことになる。その上で社内資格取得の補助などを受けているか、人事部門でチェックして証明印を押す流れになるようだ。

企業の対応は遅れ気味だが制度自体はスタートしている。会社員が自分の実際の所得や税額を計算して「税コストを実感することは家計運営でプラスに動く」(税理士の藤田武美氏)のは確かだ。始まった制度が十分に周知されていない現状を改め、普及に向け企業も行政も取り組むべきだろう。

会社員ひとりひとりが、制度の存在を意識することが一つの力になる。(編集委員 後藤直久)